

青森市ホームページへの広告掲載に関する契約書（案）

甲 青森市中央一丁目 22 番 5 号
青森市

乙

上記当事者間において、青森市ホームページへの広告掲載について、次のとおり契約を締結した。

（総則）

第1条 甲は、次に定める内容により青森市ホームページの広告枠を乙に売渡し、乙はこれを広告掲載のため買い取るものとする。

掲載日時 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

履行場所 別紙青森市ホームページへの広告掲載に関する仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（履行期間）

第2条 履行期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金 円（うち 円は消費税額と地方消費税額の合算額）とする。

2 前項の税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任または一括下請けの禁止)

第6条 乙は、契約の履行の全部または一部を委任し、または請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(法令の遵守等)

第7条 甲及び乙は、法令、条例、規則その他の規定を遵守し、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

2 乙は、この契約書のほか、青森市ホームページ広告掲載要綱並びに仕様書の定めるところに従い、広告掲載に関する業務を行わなければならない。

(広告の提出等)

第8条 乙は、仕様書に定める期日までに、前条2項の規定を満たす広告原稿を、甲の定めるデータ形式で、甲の定める場所に入稿しなければならない。

2 乙は、本契約の履行に関して、必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(広告内容等の変更)

第9条 甲は、広告内容等が第7条の規定に違反し、またはそのおそれがあると判断したときは、乙に対して広告内容等の変更を求めることができる。

2 乙は、原則1月に1回を限度として、広告の内容またはリンク先を変更することができる。

3 前項の規定により、広告を変更するときは、書面により甲に申し出なければならない。

(広告掲載の中止)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を中止することができる。

- (1) 乙が、前条の規定による広告内容等の変更の求めに応じないとき。
- (2) その他、広告掲載を継続することが適当でないと甲が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 乙は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。
2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

(乙の責務)

第13条 乙は、広告の内容等が、この契約に違反する事がないよう注意する義務を負うものとする。

2 乙は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

3 甲に対して、乙等の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙等の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(契約金額の支払)

第14条 乙は、契約金額を甲の発する納入通知書により支払うものとする。なお消費税及び地方消費税率が変わった場合にはこれに従う。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項、または疑義の生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(訴訟)

第16条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(期間)

第17条 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(仕様書の変更)

第18条 甲は、必要があると認められるときは、仕様書の変更の内容を乙に通知して、仕様書の変更をすることができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間または契約金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を賠償しなければならない。

(契約履行の一時中止)

第19条 広告枠等の確保ができない等のため、または暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって乙の責めに帰するとのできないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは青森市ホームページの状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部または一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認められるときは、契約の履行の全部または一部を一時中止させることができる。

(履行期間の短縮等)

第20条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、甲は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第21条 第18条または前条第1項若しくは前条第2項の規定による履行期間の変更については、甲と乙が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、履行期間を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

(契約代金等の変更の方法)

第22条 第18条または第20条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約金額を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聞いて定め、乙に通知するものとする。

3 第18条及び第20条第3項の規定による甲の賠償額は甲と乙が協議して定める。

(甲の契約解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに契約金額を納入しないとき
- (2) 第5条または第6条の規定に違反したとき。
- (3) この契約に関し、刑法（明治40年法律第45号）第198条の規定による刑（乙が法人である場合には、その役員またはその使用人に対する刑を含む。）が確定したとき。
- (4) その他この契約に違反したとき。
- (5) 乙、またはその代理人、使用人に重大な社会的信用失墜行為があり、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。
- (6) 乙が、破産の申立て、和議の申立て、更正手続き開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。
- (7) 次条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙（法人の場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。）またはその使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 乙が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 乙が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

3 甲は、契約の履行が完了しない間は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第18条の規定により別紙仕様書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減したとき。

(2) 第19条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の100分の50（履行期間の100分の50が6月を超えるときは、6月とみなす）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となつたとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約金額の返還)

第25条 甲は、第23条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙が既に納入した契約金額は、これを返還しない。ただし、乙の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなったときその他特別の理由があるときは、その全部または一部を返還する。

(違約金)

第26条 甲は、第23条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として乙から徴収するものとする。

(損害賠償)

第27条 甲は、第23条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として乙から徴収する。

- 2 乙は、第10条第1項の規定に基づき広告の掲載が認められなかった場合は、甲に対して損害の賠償を請求しないものとする。
- 3 乙は、この契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担により損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはその限りでない。
- 4 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担により損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはその限りでない。
- 5 第3項及び第4項ただし書きの規定は、乙が甲の指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは適用しない。
- 6 第3項に規定する損害賠償の額は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 7 この契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(補則)

第29条 この契約に関して疑義が生じたとき、またはこの契約の定めのない事項については、青森市財務規則（平成17年4月1日規則第63号）の定めるほか、必要に応じて、甲乙協議して定める。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 青森市長 西 秀記

乙

特約条項

(暴力団等による不当介入に対する通報・報告義務)

第1条 乙は、この契約の履行に当たり、乙及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、速やかに警察及び甲へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上、必要な協力を行うものとする。